26　特別償却対象資産がその事業の用に供した連結事業年度において第六十八条の十八の規定の適用を受けることができる減価償却資産（その用に供した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度において第四十二条の二の規定の適用を受けることができる減価償却資産）である場合において、第一項の規定の適用を受けたとき（第五十二条の三第一項の規定の適用を受けた場合を含む。）は、当該特別償却対象資産に係る第二項及び第十二項の規定の適用については、青色申告書以外の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書は、青色申告書とみなす。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十五の四」の下に「、第六十八条の十五の五」を加え、「、第六十八条の十七、第六十八条の十九」を「から第六十八条の十九まで」に改める。

第六十八条の四十三第四項第五号中「第六十一条の二第十七項」を「第六十一条の二第十八項」に改め、同条第十一項中「に規定する合併法人」を「の合併法人」に改め、同条第十四項中「に規定する分割承継法人」を「の分割承継法人」に改め、同条第十七項中「に規定する被現物出資法人」を「の被現物出資法人」に改める。

第六十八条の四十三の二第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「認定（以下この項」の下に「及び第五項」を加え、「百分の八十」を「百分の五十（平成二十九年三月三十一日以前に受けた計画の認定に係る認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式については、百分の八十）」に改め、同条第五項中「百分の八十」を「百分の五十（平成二十九年三月三十一日以前に受けた計画の認定に係る認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式については、百分の八十）」に改める。

第六十八条の四十三の三を削る。

第六十八条の四十四第五項中「第六十八条の四十三の二第四項」を「前条第四項」に改める。

第六十八条の五十四の次に次の一条を加える。

（特定原子力施設炉心等除去準備金）

第六十八条の五十四の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第五十五条の三第一項に規定する廃炉等実施認定事業者（第三項第一号において「廃炉等実施認定事業者」という。）であるものが、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの期間内の日を含む各連結事業年度において、第五十七条の四の二第一項に規定する特定原子力施設（以下この項及び次項において「特定原子力施設」という。）に係る著しく損傷した炉心等の除去に要する費用（次項において「炉心等除去費用」という。）の支出に充てるため、当該特定原子力施設ごとに、当該特定原子力施設につき当該連結事業年度において原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第五十五条の三第一項及び第二項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の特定原子力施設炉心等除去準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が、当該特定原子力施設炉心等除去準備金に係る特定原子力施設につき炉心等除去費用の額を支出した場合には、その支出した日における当該特定原子力施設に係る特定原子力施設炉心等除去準備金の金額（その日において当該特定原子力施設に係る同条第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金の金額（以下この項において「単体特定原子力施設炉心等除去準備金の金額」という。）がある場合には当該単体特定原子力施設炉心等除去準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。次項において同じ。）のうちその支出した金額に相当する金額は、その支出した日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　廃炉等実施認定事業者でなくなつた場合　当該廃炉等実施認定事業者でなくなつた日における特定原子力施設炉心等除去準備金の金額

二　解散した場合（連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつては、その破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日における特定原子力施設炉心等除去準備金の金額

三　前項及び前二号の場合以外の場合において特定原子力施設炉心等除去準備金を取り崩した場合　その取り崩した日における特定原子力施設炉心等除去準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

5　第六十八条の四十三の二第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6　前項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の五十九第一項中「からハまで」を「若しくはロ」に、「中小連結親法人」を「中小法人等」に改め、「該当するもの」の下に「（同号イに掲げる法人に該当するもの（次項において「中小連結法人」という。）にあつては、第六十八条の九第八項第五号の二に規定する適用除外事業者（次項において「適用除外事業者」という。）に該当するものを除く。）」を加え、同条第二項中「中小連結親法人」を「中小法人等」に改め、「該当するもの」の下に「（中小連結法人にあつては、適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加え、同条第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「百分の百十二」を「百分の百十」に改める。

第六十八条の六十二の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項第一号中「第三十九条の五第五項」を「第三十九条の五第七項」に改め、同条第七項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が有する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この項において同じ。）のうち日本船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。以下この項において同じ。）に該当するもの及び当該連結親法人又はその連結子法人の子会社（海上運送法第三十九条の五第一項に規定する子会社をいう。）に該当する法人が有する外航船舶のうち日本船舶に該当しないものについては、当該連結親法人又はその連結子法人の第一項の規定の適用を受ける連結事業年度（当該子会社に該当する法人にあつては、当該連結事業年度内の日を含む事業年度）においては、第四十三条、第六十八条の十六、第六十八条の五十八（第一項及び第九項に係る部分に限る。）、第六十八条の七十八（第一項及び第九項に係る部分に限る。）及び第六十八条の七十九（第一項、第三項、第八項及び第九項に係る部分に限る。）の規定その他政令で定める規定は、適用しない。

第六十八条の六十三の見出しを削り、同条第一項の表及び第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。